

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2019年1月17日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.37

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.28

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団

※NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

舞台は地裁から高裁へ 賠償勝訴も飛行差止認めず

地裁判決の内容と控訴審 (高裁)の進め方

第9次横田基地公害訴訟弁護団

弁護士 平川 亮太



第1 判決の内容について

先日(平成30年11月30日)、提訴から約5年半にわたる訴訟について、東京地方裁判所立川支部にて判決が下されました。

その内容は、以下のとおり、

①米軍飛行差止めについては、これまでの基地訴訟と同じく国は米軍の飛行をコントロールできる立場にないという第三者行為論を用いて棄却し、自衛隊の飛行についても民事訴訟は不適法という理由で認めませんでした。

②騒音被害に対する損害賠償については、違法な侵害行為を認めながらも、慰謝料の額について、75W地域の住民は月額4000円、80Wは8000円、85Wは1万2000円と、国が一方的に引いたコンター線のみを基準に区分をし、コンター外原告については損害賠償を認めず、さらには

防音工事による減額(工事实施室数1室目は10%減額、2室目以降は5%ずつ減額、最大で30%減額)がされてしまうこととなりました。これは、全国の基地訴訟の水準からみても、全く前進のない判断であるというほかありません。

③基地被害についても、周辺住民の睡眠妨害、各種日常生活の妨害、不快感等の心理的な被害は認めるが、健康被害それ自体は認めず、また、オスプレイの配備による被害、低周波音の被害は全く認めない等、基地被害の実態を正確に把握できていない判断がなされています。

④さらに、オスプレイの正式配備により将来の騒音等被害の増大および危険の増加が確実にになっているにもかかわらず、将来的に継続して発生する被害についての訴えは、踏み込んだ審理を避けてこれを却下しています。

このように、本判決は、飛行差止めは全くその内容に踏み込まず門前払いの上、騒音被害についてはほんの一部しか認められず、その結果として賠償額は低廉にとどまり、飛行差止めや今後続いてゆく被害に対する賠償(将来請求)についても認めない等、横田基地による騒音等の被害の抜本的解決からはほど遠く、原告団及び弁護団の想いを全く反映していない、被害の実態にあまりにも無頓着なものでした。

もちろん、国側の主張である、基地には公共性があるなどとの理由から被害は受忍すべきという受忍限度論や、住民自ら危険に接近したのだという「危険への接近の法理」はいずれも退けることができましたが、結論としては、これまでの訴訟から一歩でも進歩したという部分はない判決と評価せざるを得ません。



判決内容を掲げる山口弁護士(左)と近藤弁護士(右)
東京地裁立川支部正門前 ←



↑ 地裁正門前で入場を待つ原告団+支援者の皆さん

第2 控訴審について

このように、今回の判決は、過去の判決を無批判に踏襲し、基地被害の解決を図るための一歩を踏み出さないものでした。

以上のような判決の問題点を是正し、また、国側からの控訴に対し積極的な訴訟活動を行っていく必要から、上記判決に対し、原告側からも控訴を行い、訴訟の舞台は控訴審(東京高等裁判所)へと移行することとなりました。

既に、弁護団では控訴の手续を取り、控訴理由書を鋭意作成中です。控訴審では、上記地裁判決の問題点を前提として、とくに、基地に起因する被害について、米軍の責任を直接に問い、米軍機の飛行差止めを認めるべきであること、オスプレイの正式配備の事実やこれに基づく騒音被害・危険の増大の事実、基地騒音に起因する周辺住民の身体症状を健康被害として認定すべきこと、防音工事が意味を成していない実態を評価して損害額を判断すべきこと等を、必要に応じて新たな立証活動とともに、主張し、争っていく予定です。

とはいえ、昨今の基地訴訟における控訴審での審理は、比較的短い期間でなされている傾向にあり、この度の横田基地訴訟においても、今後、控訴審において十分な審理がなされるかどうか甚だ疑問ではあります。

しかし、私たちは弁護団として、できる限りの主張立証を尽くした上で、高等裁判所に上記一審判決の誤りを認めてもらうとともに、基地問題の根本的な解決ひいては周辺住民の日常生活に真の恒久的な平和につながるような、革新的な判決を勝ち取るため、引き続き原告団の皆様とともに頑張っていく所存です。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。なお、控訴審の進行にあたって、訴訟委任状等をあらためてお願いすることになる方々もいらっしゃいますので、皆さまご協力のほどよろしくお願いいたします。

→ 判決後の判決報告集会



第9次訴訟支援の皆さんに感謝

2012年12月12日提訴以来、多くの皆さんの物心両面における支援・ご協力を得て、ここまで来ました。裁判はまだ続きますが、以下は、判決前に裁判所・裁判官に対する「基地被害の抜本的問題解決が図れる判決を求める要請書」（団体署名）に協力いただいた164団体です。署名期間が短かったのですが、緊急に取り組んでいただきました。感謝の意を表するとともに、紹介させていただきます。なお、団体名のくくりや名称に誤りがある場合はお許しください。また、団体名は順不同と敬称略になっています。

なお、裁判所に直近の立川市職員組合の皆さんには、判決後に「判決要旨」の増し刷りと用紙の提供をいただきました。この場を借りて感謝いたします。ありがとうございました。

【全国基地爆音訴訟原告団連絡会議】第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団、普天間基地から爆音をなくす訴訟団、第5次・6次小松基地爆音訴訟原告団、第五次厚木基地爆音訴訟原告団、厚木基地爆音防止期成同盟、第2次新横田基地公害訴訟原告団、第9次横田基地公害訴訟原告団、横田・基地被害をなくす会、【平和団体等】東京平和運動センター、三多摩平和運動センター、埼玉平和運動センター、栃木県平和運動センター、特定非営利活動法人いっぽ、立川自衛隊監視テント村、I女性会議東京都本部、「戦争法」はしらない！西多摩市民の会 Sinks、ピースサイクル三多摩ネットワーク、アンポをつぶせちょうちんデモの会、郵政労働者ユニオン脱原発プロジェクト、福島子ども支援プロジェクト・西多摩、横田基地問題を考える会、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック、【部落解放同盟】東京都連合会、練馬支部、品川支部、荒川支部【自治労】東京都本部、武蔵野市職員労組、昭島市職員労組、八王子市職員組合、日野市職員組合、立川市職員労組、東京都国民健康保険団体連合会職員労組、東京都本部公共サービス民間労組協議会、公共サービス清掃労組ヨドセイ支部、東京都市町村職員共済組合職員労組、公営競技評議会多摩川競艇労組、(練馬区職員労組)練馬区職員労組、保育園分会、児童館分会、現業評議会、学校分会、女性部、福祉事務所分会、再任用・再雇用評議会、保健所分会、図書館分会、ユース部、福祉施設分会、中高年部、【小田急バス労働組合】小田急バス労働組合、本社支部、町田支部、登戸支部、狛江支部、武蔵境支部、吉祥寺支部、【東京交通労働組合】東京交通労働組合、荒川支部、品川支部、小滝橋支部、練馬支部、巣鴨支部、北支部、千住支部、南千住支部、技術部軌道支部、技術部電気支部、馬込研修場支部、志村研修場支部、大島研修場支部、木場研修場支部、自動車輻工場支部、事務部本局支部、事務部電力支部、(東京交通労働組合電車部)浅草橋支部、五反田支部、板橋支部、日比谷支部、馬喰町支部、市ヶ谷支部、12号練馬支部、12号光が丘

乗務支部、12号清澄乗務支部、大門支部、10号乗務支部、上野御徒町支部、1号乗務支部、6号乗務支部、(東京交通労働組合自動車部)渋谷支部、早稲田支部、江東支部、江戸川支部、深川支部、車庫支部、【東京都高等学校教職員組合】東京都高等学校教職員組合、第1支部、第2支部、第3支部、第4支部、第5支部、第6支部、【西東京バス労組】西東京バス労組、恩方支部、青梅支部、五日市支部、五日市支部氷川分会、檜原支部、【東京清掃労組】墨田隅田支部、大森支部、台東支部、豊島支部、調布清掃支部、渋谷支部、江戸川支部、港支部、新宿支部、北支部、荒川支部、文京支部、品川支部、目黒支部、中野支部、板橋西支部、足立支部、江東支部、墨田清掃工場支部、江東清掃工場支部、世田谷支部、多摩川事業所支部、練馬支部、【国鉄労組】東京地方本部、八王子地区本部、立川運転区分会、八王子地区本部甲府地区協議会、八王子地区本部甲府地区協議会石和地区駅連合分会、甲府運輸区分会、八王子信号通信技術センター分会、八王子電力技術センター分会、【労働組合関連団体】ゆうせいネット、小田急バス労組本社支部、全農林労働組合東京農政分会、立川バス労働組合、西東京バス労組、東京都保健医療公社職員労組、三鷹市社会福祉協議会労組、日本私鉄労組関東地方連合会、東京都学校事務職員労組、江戸川区職員労組、郵政産業労働者ユニオン多摩地方支部、郵政三号労働者ユニオン、東京交通協力会労組、【退職者会】武蔵野市職員退職者会、東久留米市職退職者会、六番町退職者会、三鷹市職員等退職者会、全日本自治体退職者会東京都本部、アイム'89東京教育労組退職協、郵政労働者ユニオン退職者組合シルバー・ユニオン、立川市職員労組退職者会、自治労狛江市職員組合退職者会、自治労西東京市職労退職者会、八王子市職員等退職者会、鉄道退職者会八王子連合会

原点である「被害」の声を上げ続けよう

第9次横田基地公害訴訟原告団
団長 福本 道夫

あけましておめでとうございます。とは、なかなか言いづらい世の中の状況ですが、今年もよろしく願い申し上げます。

さて、冒頭の弁護団からの記事にもあります通り、昨年11月30日に地裁判決が示されました。結果は「被害」が認められることで賠償金は示されましたが、各地基地訴訟の判決を一步も出ることのない保守的な判決でした。

私たちは、1976年から同様の訴訟を起こし、基地被害を訴えてきましたが、何度繰り返しても将来的に先行きの見える判決を得ることができていません。

裁判所は、被害住民が永久に裁判を起こし続けなければいけない状況になっていることに対し、何の解決方法をも示さなかったのです。

例えば、被害に対する補償のスケールといってもよい賠償額は、現状の基地訴訟の中では一番低いレベルです。

また、CV-22 オスプレイが毎日のように夜間飛行を中心とした訓練を行い、飛行回数も被害も増加している現状を把握していたにもかかわらず、裁判所はこの被害を無視し、将来請求について歯牙にもかけませんでした。

さらに、賠償金の防音工事減額についてもわかりです。防音工事に被害軽減効果が十分にあるとの認識は誤りです。強大な音に対しては、防音工事の部屋で閉め切っても、会話は途切れ、テレビの音は聞こえなくなるのです。また、防音工事10年も経てば、その効果はほとんどなくなるのですが、何の考慮もありませんでした。

コンター 75 W ECPNL の外に居住する方に対し、自主測定が環境省の測定方法に合致していない（正直、このような測定方法を行うには、原告団全財政を傾けて実施しなければ不可能です）、というような判決理由を言うなら、環境省の定めた環境基準 70W が何十年も設置しようとする国の施策に対し批判をする程度の気概があってもよいのではないのでしょうか。

飛行差止については、相変わらずの第三者行為論です。結局は、日本国政府は米軍に対し何も言うことができないとする論理なのです。米国に対しこれほど卑屈に従っている国は、日本くらいです。日米間で結ばれている地位協定を見ても、イタリアやドイツの地位協定の内容と比べると、恥ずかしいくらいの卑下されたものです。裁判所くらい毅然とした態度をとってほしいと思いましたが、国の卑屈な態度と同等でした。

最高裁判事は内閣が推薦し、国会議員選挙が行われる機会に国民審査が行われるのですが、ご存知のように十分な情報も与えられないまま不相当と思われる判事に×を付けるという方式で判断せねばなりません。言ってみれば、私たちの判断で最高裁判事を否定することは不可能といっただいでしょう。

そして、最高裁判事が裁判所の人事のトップなので、国の政策に従わないことを下級審の裁判官が判断することは非常に難しいのです。

三権分立といっても、結局は選挙で勝った政党が何をやってもまかり通る、憲法を捻じ曲げて許される仕組みになっているのはおかしいのです。

とはいっても、私たちは、横田基地による諸被害がある限り、声を上げ続けねばなりません。私たちの人権を守り、私たちが少しでも住みやすい環境を守るため、そして子々孫々にそれを残すためです。

私たちが何十年も声を上げ続けてきたことで、微々たるものですが、裁判結果は私たちの思いに近づいてきていることは事実です。また、私たちと同様の裁判が全国7基地周辺で約4万人の原告が声を上げていることからくる成果であるともいえます。

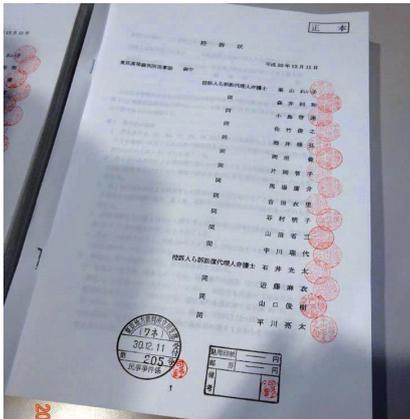
今後は東京高裁＝霞が関の裁判所で控訴審が行われることとなりますが、近年、高裁の審理が短期間になる傾向です。私たちはスピード感をもって、高裁の裁判官に被害を訴えていかねばなりません。

弁護団の皆さんは、私たちの訴えの不十分さを補って余りある主張を続けてこられました。また、多くの個人の皆さんや労働組合などの団体が物心両面にわたって私たちに支援してくれています。ありがたいことです。

これらの方々の思いも含めて、頑張りましょう。



写真で見る活動報告



12/11 控訴状提出



11/29 全国基地連+全国基地弁護団交流会で原告団となくす会役員紹介

パラシュート降下訓練失敗事故相次ぐ

昨年4月のパラシュート降下訓練時に、パラシュートの補助部分が基地外に落下するという事故があった記憶が冷めやらないのですが…

昨年12月19日、横田基地所属のC-130Jが東富士演習場で行っていたパラシュートによる物資投下訓練中、基地外に落下させてしまったという事故が発生した。幸い、大きな事故にはつながらなかったが、落下場所によっては2次災害が起きる可能性は大だった。ましてや、人口密集地の横田基地周辺では何が起きてもおかしくはなかった。

そして、今年になって1月8日、9日と続けて、高度1500mからのパラシュートによる人員降下訓練中に、メインパラシュートが開かず予備パラシュートで降下するという事故があった。

1月8日の場合は、メインパラシュートは基地内に落ちたものの、1月9日の場合は予備パラシュートの収納バックが風に流されて基地の外に落下した。未だにそれは見つからないようだ。

東京都と基地周辺自治体は、これらの事故を重視し、訓練中止を求め、米軍は、同型のパラシュートでの訓練



12/15 オスプレイ反対署名行動（国立駅南口）

は停止し、パラシュートの整備士の再訓練を約束した。しかし、米軍は、その直後に1月14日から17日までのパラシュート降下訓練の実施を通告し、14日から新たな訓練が始まっている。また、この訓練の中で高度約4,000mからのパラグライダーによる訓練も含まれており、またも同様の訓練失敗事故が起きる可能性がないとは言えない状況だ。



高高度からのパラグライダーによる人員降下訓練（2018年4月時には横田空域の上から）

オスプレイの訓練は「いま」

※訓練内容は推定。*マークがないのは推測できないという意味。18時以降の飛行は夜間飛行とした。

2018年11月1日以降のCV-22の訓練状況

※横田基地周辺で行われている訓練。但し、確認できた訓練・推定できる訓練のみ。

日付	曜日	記事 訪問地	飛行 機体数	訓練内容(人員降下, 物料投下訓練除く=未実施)						目撃情報, 備考
				離着陸	夜間飛行	低空飛行	旋回飛行*	ホバリング	ホイス	
11/1	木		3機		*		*			
11/2	金		2機							
11/5	月		2機		*					1機が無灯火飛行
11/6	火		2機		*					
11/7	水		2機				*	*		
11/8	木		3機		*		*	*	*	
11/13	火		2機		*					
11/14	水		2機	*	*	*		*		
11/15	木		2機	*	*	*	*	*		
11/17	土	岩国往復	2機							
11/19	月	三沢往復	2機		*		*			
11/20	火	三沢往復	2機		*					
11/21	水		1機	*			*			
11/26	月		1機	*			*			
11/27	火	富士演習場	2機	*	*		*			
11/28	水	富士演習場	2機	*	*		*			
12/3	月	三沢往復	2機	*	*		*	*	*	
12/4	火		2機	*	*		*	*		
12/6	木	岩国	4機							
12/7	金		1機							MV-22 1機が飛来~木更津へ
12/10	月									MV-22 1機が飛来~木更津へ
12/11	火	岩国から	4機							
12/13	木		1機				*	*		
12/14	金		2機				*			
12/16	日		1機				*			
12/19	水	富士演習場	2機	*	*					
12/20	木	三沢往復	2機				*			
12/21	金	富士演習場	2機	*			*			1機は三沢から帰投
12/27	木		1機				*			
12/28	金		1機				*			
1/4	金	三沢往復	2機	*	*					無灯火飛行
1/5	土		1機				*			
1/6	日		1機				*			
1/7	月	富士演習場	2機	*	*		*	*		無灯火飛行
1/8	火	富士演習場	2機	*	*		*	*		
1/9	水		2機	*	*		*	*		
1/10	木	富士演習場	1機		*		*	*		
1/14	月	三沢往復	2機		*					
1/16	水		?							エンジンテストのみ

下は2機のCV-22による夜間飛行訓練, 右はヘリモードで旋回訓練



「うるさい!」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

横田基地：042-552-2511
航空自衛隊横田基地：042-553-6611
防衛省北関東防衛局：048-600-1800
防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
外務省：03-3580-3311
東京都庁：03-5321-1111
瑞穂町役場：042-557-0501
羽村市役所：042-555-1111
福生市役所：042-551-1511

抗議先一覧

昭島市役所：042-544-5111
立川市役所：042-523-2111
武蔵村山市役所：042-565-1111
日野市役所：042-585-1111
八王子市役所：042-626-3111
あきる野市役所：042-558-1111
青梅市役所：0428-22-1111
入間市役所：04-2964-1111
飯能市役所：042-973-2111

経過報告と今後の予定

(2018年11月9日～)

- * 11/9 公正判決要請署名(団体)提出
 - * 11/10 横田基地の現状説明(市民の声ねりま)
 - * 11/11 オスプレイ横田配備反対署名(昭島駅北口)
 - * 11/15 都職労・基地案内
 - * 11/16 マスコミ関係者レクチャー：立川記者クラブ
 - * 11/24 基地案内と学習会(宇都宮健児氏関連団体)
 - * 11/29 全国基地連事務局長会議(立川)
 - * 11/29 全国基地連弁護団・原告団交流会(立川)
 - * 11/30 立川地裁判決言い渡し、事前集会、報告集会
 - * 12/6 なくす会+原告団役員会議
 - * 12/11 控訴手続き(立川地裁)
 - * 12/12 オスプレイ…反対する東日本連絡会(横浜)
 - * 12/15 基地学習会と基地案内(緑フォーラム)
 - * 12/15 オスプレイ横田配備反対署名(国立駅南口)
 - * 12/19 弁護団+原告団会議
- 2019年
- * 1/9 19時～オスプレイ横田配備反対連絡会
 - * 1/10 オスプレイの被害について取材(東京新聞)
 - * 1/16 横田基地の被害について取材(北海道新聞)
 - * 1/17 NEWS 新年号印刷～発送準備
- ★★★★★★以下は横田基地の現状等★★★★★★
- * 10/24 C-130Jによる物資投下と人員降下訓練
 - * 11/7 人員降下訓練, 11/8 物資投下訓練
 - * 11/29 横田のC-130J-30が11機で編隊飛行をするサムライ・サージ訓練実施。旋回, ローパスなど
 - * 19年2月～22年9月: CV-22部隊用施設建設のため, 新たにゲートを2箇所設置
 - * 12/6 午前2時頃, 四国沖でF/A-18とKC-130が空中給油中に接触～墜落事故, 1名死亡1名救助, 5名不明。

- * 12/18 周辺自治体, 日本政府に要望書提出
 - * 12/19 周辺自治体, 基地司令官に要望書提出
 - * 12/19 横田のC-130Jが東富士で物資投下訓練中に, 基地外に物資を落下させる
- 2019年
- * 1/4CV-22・4機が編隊飛行訓練(仕事始め?)
 - * 1/8～1/11 200名規模のパラシュート降下訓練予定
 - * 1/8 高度1500mからの降下訓練中1名のメインパラシュートが開かず予備を使う～メインパラシュートは基地内に落下
 - * 1/9 高度1500mからの降下訓練中1名のパラシュートが開かず予備を使うも, 予備パラのケース(デプロイメントバック)が基地外に落下～行方不明～1/11までの訓練は中止。同型パラシュート使用停止。パラシュート整備士再訓練の措置
 - * 1/13 の自衛隊の習志野演習場の訓練に沖縄米軍部隊が横田までC-130～車で習志野に参加
 - * 1/14～1/17 通常のパラシュート降下訓練を通告。
 - * 1/14～人員降下訓練実施
- ☆☆☆☆☆☆以下は今後のスケジュール☆☆☆☆☆☆
- * 1/18 弁護団+原告団会議
 - * 1/25 岩国基地訴訟・広島高裁結審支援派遣
 - * 1/27 前泊沖縄国際大教授講演の集会で横田の現状発言
 - * 1/28 オスプレイ…反対する東日本連絡会
 - * 1/31 第2次新横田・高裁結審支援行動
 - * 2/7 なくす会+原告団役員会議
 - * 2/15 オスプレイ横田配備反対連絡会
 - * 2/23 オスプレイ反対署名(八王子駅北口)
 - * 3/7 なくす会+原告団役員会議

オスプレイの横田基地配備と飛来に反対する署名行動予定

◎2月23日(土) 13時～14時：JR中央線 八王子駅北口

※皆さんの参加，地元の支援者・賛同者の方々の協力も呼びかけます。

NEWS内容 (CONTENTS)

地裁判決の内容と控訴審の進め方……………	1	パラシュート降下訓練事故相次ぐ……………	5
第9次訴訟支援の皆さんに感謝……………	3	オスプレイの訓練は「いま」……………	6
原点である「被害」の声を上げ続けよう……………	4	「うるさい！」=抗議先一覧，経過報告と今後の予定……………	7
写真で見る活動報告……………	5	オスプレイ配備・飛来に反対する署名行動予定……………	8
		天欄……………	8

▶あけましておめでとうございます。本年も「天欄」のご愛読をお願いいたします。▶年頭にあたり、「天欄」の由来をお話ししましょう。▶まだ以前の「横田基地飛行差し止め訴訟」だったころ，事務局に「天満」さんという方がいらっしゃいました。骨身を削って働いた方でした。彼は，大手の民間会社で少数派労働組合の一員として差別と闘いながら働く一方で，民衆歌から入って自力で韓国語を身につけ，韓国の労働運動・文化運動との交流の旅に出かけました。韓国の民衆の闘いが粘り強く広がっていった頃です。彼は現地交流で知り合った青年が日本にやってきたとき，通訳としてつきそい，横田や砂川を案内し，北富士の反基地闘争の現地にでかけました。その彼が，病を得て2010年に急逝したのです。彼の死後，事務局活動が停滞する中で，私たちはやっと彼が果してきた役割の大きさに気づいたのでした。機関誌を再刊することになったとき，彼を忘れないように，私たちはコラムに「天欄」という名称をつけました。▶人に歴史があるように，裁判にも歴史があります。▶昨年11月30日の第9次訴訟地裁判決を聞いたあと，虚しくも悔しい思いに囚われました。▶あの頃から比べれば運動は広がり，沖縄をはじめ全国から基地訴訟を闘う人々が支援にかけつけているのに，判決は一步も進まない。いや，米軍基地の公共性を強調し，将来にわたる被害が明らかであるにもかかわらず未来の被害に一顧だに考慮を払わず，日米安保は裁判の埒外・不可触であることを公然と語る判決です。直後に始まった沖縄・辺野古の海への土砂埋め立て作業と同質の，住民無視，無責任な判決でした。▶12月8日に立川では三多摩出身の憲法学者・水島朝穂氏を迎えた

天欄

学習会がありました。「安倍政権がやろうとしているのは“改憲”ではなくて“壊憲”だ。私たちが守るべきなのは“立憲”である」という趣旨の講演でした。水島さんは，イラク派兵のときの違憲訴訟で，全体としては敗訴だったが，バグダッド空港にC130輸送機が兵員・武器を運んだのは違憲の疑いがあると判決文にあったのは立憲派が獲得した「小さな勝利」だ，と指摘していました。▶「安保」こそ，安倍が手にしている「壊憲」の最大の武器です。日米安保に対峙する最前線にある基地訴訟を今年もがんばりたいと思います。高裁での闘いがいよいよ始まります。立川より遠い霞が関にでかけるの大変です。がんばって傍聴闘争に取り組みたいと思います。今年も共に！(K)▶「天欄」のいわれからいえば，前団長の怒りを声にした「太三の喝」なんてコーナーもあったほうがよさそうだ。沖縄に対する政府の仕打ち等は，そのやり方に矛盾や強引さばかり目立ち，沖縄の海・生物を守る観点からいっても，人権侵害という観点からいっても許せない。▶それにしてもどかしいのは，当方の態勢。色々な問題ややらねばならないことが山積しているのに，なかなか取り組めない。喫緊の課題はオスプレイの訓練激化に伴う低周波騒音の騒音測定，周辺住民の被害感の調査などであろうか。音源が低周波だけに被害は広がっているはずだ。低周波音は周波数が長いために，遠くまで届く。一方，低周波音が人体に与える影響は個人差が大きく，標準的な基準は設けられていない。▶被害を感じる方は，頭が痛い，眠れないなどの症状を訴えるようだ。音としては人間の耳に聞こえる範囲を下回っており，聞こえない部分なので厄介だ。▶事務局員や協力者の充実を望みたい。(M)